「(176)	130668	川洋丸	」を
「(176)	削除	削除	」に、
「(177)	130677	たかまつ丸	」を
「(177)	削除	削除	」に、
「(178)	130878	第三十三海幸丸	」を
「(178)	130878	第三十三海幸丸	
(178)の２	130966	第三十六海幸丸	」に、
「(245)	132136	こくどう丸	」を
「(245)	削除	削除	」に、
「(281)の２	132605	第五十三大栄丸	」を
「(281)の２	削除	削除	」に、
「(284)の２	132690	第五十八大栄丸	」を
「(284)の２	削除	削除	」に、
「(390)	133542	福豊丸	」を
「(390)	削除	削除	」に、
「(398)	133609	フェリーなみのうえ	」を
「(398)	削除	削除	」に、
「(401)	133620	第八海龍丸	」を
「(401)	削除	削除	」に、
「(450)	133930	第三大英丸	」を
「(450)	削除	削除	」に、
「(503)	134270	乾安丸	」を
「(503)	削除	削除	」に、
「(510)	134301	高津川丸	」を
「(510)	削除	削除	」に、
「(533)	134476	宇佐丸	」を
「(533)	削除	削除	」に、
「(568)	134815	鳳永丸	」を
「(568)	削除	削除	」に、
「(735)	135937	なは	」を
「(735)	削除	削除	」に、
「(742)	135950	アルワックラ	」を
「(742)	135950	アルワックラ	
(742)の２	135951	サファイア１	」に、
「(934)	137179	錦江丸	」を
「(934)	削除	削除	」に、
「(938)	137199	福栄丸	」を
「(938)	削除	削除	」に、
「(1166)	140989	ＣＨＩＫＵＺＥＮ　ＭＡＲＵ	」を
「(1166)	削除	削除	」に、
「(1259)	141279	ＮＳＳ　ＡＤＶＡＮＣＥ	」を
「(1259)	削除	削除	」に、
「(1343)	141596	ＳＬ　ＢＥＬＵＧＡ	」を
「(1343)	削除	削除	」に、
「(1370)	141690	ＣＡＰＥ　ＦＵＴＵＲＥ	」を
「(1370)	削除	削除	」に、
「(1381)	141721	第二和光丸	
(1382)	141725	第十七霧島丸	
(1383)	141726	ＦＲＯＮＴＩＥＲ　ＷＡＶＥ	
(1384)	141733	あいこう丸	
(1385)	141747	第一玉力丸	を
(1386)	141752	第五東亜丸	
(1387)	141756	ＣＯＲＯＮＡ　ＦＲＯＮＴＩＥＲ	
(1388)	141767	興龍丸	
(1389)	910002	ＴＲＡＮＳ　ＢＯＲＤＥＲ	」
「(1381)	141720	ＮＳＳ　ＥＮＤＥＡＶＯＲ	
(1382)	141721	第二和光丸	
(1383)	141723	日清丸	
(1384)	141725	第十七霧島丸	
(1385)	141726	ＦＲＯＮＴＩＥＲ　ＷＡＶＥ	
(1386)	141733	あいこう丸	
(1387)	141744	ＳＨＡＧＡＮＧ　ＳＵＮＳＨＩＮＥ	
(1388)	141747	第一玉力丸	
(1389)	141752	第五東亜丸	
(1390)	141754	ＯＲＥ　ＮＯＵＭＥＡ	
(1391)	141756	ＣＯＲＯＮＡ　ＦＲＯＮＴＩＥＲ	
(1392)	141759	第五菱化丸	
(1393)	141760	富厚丸	
(1394)	141761	ＳＩＮＣＥＲＥ　ＳＡＬＵＴＥ	
(1395)	141762	ＨＥＲＭＥＳ　ＩＳＬＡＮＤ	に
(1396)	141763	松涛丸	
(1397)	141764	大和丸	
(1398)	141765	海龍丸	
(1399)	141767	興龍丸	
(1400)	141780	なは２	
(1401)	141783	ＣＯＲＯＮＡ　ＩＮＦＩＮＩＴＹ	
(1402)	141787	佳蓮	
(1403)	141791	第三大英丸	
(1404)	141794	第二十二いづみ丸	
(1405)	141803	かいもん丸	
(1406)	141807	第八孝和丸	
(1407)	141811	第三礼文丸	
(1408)	141821	進朋	
(1409)	910002	ＴＲＡＮＳ　ＢＯＲＤＥＲ	」

改める。

○総務省告示第百八十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の固定資産税から適用する。

平成二十五年四月九日

総務大臣　新藤　義孝

第一号１中

「(　1)	津軽鉄道株式会社	青森県知事	を
(　2)	削除		」
「(　1)	北海道高速鉄道開発株式会社（札沼線に係るものに限る。）	北海道知事	
(　2)	津軽鉄道株式会社	青森県知事	」に

改める。

第一号２中

「(　27)	山口合同ガス株式会社（徳山支店に係るものに限る。）	山口県知事	を
(　28)	西部瓦斯株式会社（熊本支店に係るものに限る。）	熊本県知事	」
「(　27)	山口合同ガス株式会社（徳山支店に係るものに限る。）	山口県知事	
(　27)の２	西部瓦斯株式会社（福岡県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	福岡県知事	に
(　28)	同（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）	熊本県知事	」

改める。